平成２８年（フ）第２５９号
広島県東広島市西条町下見4343番地４　ファインヴィラＡ203号
債務者　冨吉　仁恵
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３１号
広島県尾道市美ノ郷町三成532番地１
債務者　島川　功企
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第５７号
愛媛県松山市高岡町507番地　リビングタウンＡ一201号
債務者　古川　章一
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６６号
愛媛県北宇和郡鬼北町大字奈良3090番地２
債務者　清家　純子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２７号
福岡県直方市大字感田2710番地２　キャンファマンションⅡ一205号
債務者　山田　太一
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第６１号
福岡県久留米市山川杳形町１番53号　エレガンテヴィラⅠ202号、前住所福岡県久留米市善導寺町飯田251番地10
債務者　下川　康子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第８６号
福岡県久留米市津福本町1679番地12　アザレ久留米302号
債務者　井上　　寿
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第９９号
大分市大字森町623番地の１（あかやコーポ202）
債務者　髙野　尚子
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１０３号
宮崎市大塚町西ノ後3403番地１　サンライズ矢野Ⅱ101号
債務者　菊池　愛美
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４７号
宮崎県延岡市北方町角田丑637番地８
債務者　甲斐　隆義
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第３４号
宮城県大崎市古川福沼３丁目４番６号、従前の住所宮城県大崎市古川西荒井字東田474番地１
債務者　高橋　龍児
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
福井県小浜市多田第９号39番地
債務者　森脇　光男
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２８年（フ）第６４号
兵庫県川西市滝山町20番２一404号
債務者　波照間えり奈（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
兵庫県伊丹市西野１丁目101番地　プレステージ西野203号
債務者　木村　幸子（旧姓中村・久下）
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
佐賀県唐津市和多田用尺６番33号
債務者　杉山　繁生
1　決定年月日時　平成28年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第２１号
兵庫県たつの市新宮町香山371番地
債務者　岡村　　栄
1　決定年月日時　平成28年５月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
神戸地方裁判所龍野支部